

入学試験合格者・保護者の皆様へ

入学手続時納入金の金融機関での振込み手続きにつきまして、法令改正に伴い下記のとおり本人確認書類が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

入学料・授業料等納入金・その他の納入金の振込みにあたって

入学手続時の納入金の納入につきまして、入学料、授業料等納入金、その他の納入金を金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください。（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）

- 平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正*により、金融機関において、10万円を超える現金**の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となりました（ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません）。
- 10万円を超える入学料・授業料などの現金振込みの際には、指定の振込用紙とともに、振込みの手続を行う方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

* マネーロンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

**現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口いずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。（口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。）

◇本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学料・授業料などの振込みができません。

◇保護者の方などが、振込名義人（入学試験合格者）に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的（入学料・授業料などであること）をお尋ねすることがあります。

◇詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問合せください。